

# 介護報酬の算定構造のイメージ

## 介護予防サービス

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注	注	注	注
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 534 単位)	-25単位	×70/100	-12単位	×90/100	病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) -25単位 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) -85単位 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ) -115単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +7単位	片道につき +184単位	
		要支援2 ( 667 単位)									
	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多居室>	要支援1 ( 618 単位)									
		要支援2 ( 772 単位)									
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護<6.1>看護<4.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>									要支援1 ( 498 単位)
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多居室>									要支援1 ( 582 単位)
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護<6.1>看護<6.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 473 単位)									
	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多居室>	要支援1 ( 557 単位)									
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)									
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多居室>	要支援2 ( 〇〇 単位)									
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 625 単位)									
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要支援2 ( 781 単位)									
(4) 栄養管理体加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)										
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)										
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)										
(6) 特定診療費											

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 833 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 944 単位) 要介護2 ( 1,098 単位)						
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II) <一般病院> 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 766 単位) 要支援2 ( 934 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 850 単位) 要介護2 ( 1,039 単位)						
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (III) <一般病院> 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 743 単位) 要介護2 ( 906 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 827 単位) 要介護2 ( 1,011 単位)						
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV) <一般病院> 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 730 単位) 要介護2 ( 890 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 995 単位)						
	一般病院	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) <一般病院> 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 668 単位) 要介護2 ( 828 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 ( 779 単位) 要介護2 ( 933 単位)						
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 ( 〇〇 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
				要介護2 ( 〇〇 単位)						
	一般病院	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 ( 〇〇 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
			要介護2 ( 〇〇 単位)							
	(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 946 単位)	×70/100	×90/100			×90/100
				b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護2 ( 1,101 単位)					
		一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 857 単位)	×70/100	×90/100			×90/100
				b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護2 ( 1,048 単位)					
	(4) 栄養管理体制加算	大学病院	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	要介護1 ( 946 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
				要介護2 ( 1,101 単位)						
一般病院	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 857 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護2 ( 1,048 単位)							
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)									
(6) 特定診療費										

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目